

Title	地方公共団体における科学技術関係経費からみた科学技術政策
Author(s)	田中, 誠徳; 中田, 哲也; 権田, 金治
Citation	年次学術大会講演要旨集, 13: 318-323
Issue Date	1998-10-24
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5706
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

2C3 地方公共団体における科学技術関係経費からみた科学技術政策

○田中誠徳、中田哲也（科技厅・科学技術政策研）、権田金治（東海大国際政策科学研）

はじめに

本論では、近年、地域における科学技術振興の重要性についての認識が高まってきた状況を説明するとともに、地域科学技術振興について、科学技術政策研究所において実施してきた調査研究の内容について報告する。さらには、現在実施中の「地域における科学技術振興に関する調査研究（第4回）」について、中間的な集計結果から明らかとなった最近における特徴的な動きについて紹介する。

1 地域における科学技術振興の重要性の高まり

かつては、「科学技術」が、ともすれば原子力や宇宙といったいわゆるメガサイエンスのイメージが強かったこと等から、「地域」と結びつけて議論されることは比較的稀であった。国においては、1977年の科学技術会議答申（6号答申）のなかで、既に、「地方における科学技術活動の推進」の重要性について言及されており、また、1992年に閣議決定された「科学技術政策大綱」では、多極分散型国土形成に資する等のため「地域における科学技術の振興を図る」こととされた。

1995年11月に成立・施行された科学技術基本法は第4条において、「地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされており、科学技術振興に関する地方公共団体の「責務」が法律条文上明記された。また、第5条においては、基礎研究の推進においても、「地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない」とされた。

さらに、地域における科学技術振興の具体的方向については、同年12月、内閣総理大臣が科学技術会議の答申（22号答申）を受けて定めた「地域における科学技術活動の活性化に関する基本指針」において明らかにされ、その内容は翌1996年7月に閣議決定された「科学技術基本計画」に盛り込まれているところである。

○地域の科学技術活動が目指す方向（基本指針、95年）

- ① 先端的あるいは極めて独自性の高い科学技術活動による、知的資産の拡大と地域の経済、社会、文化の各方面にわたる高い水準の実現
- ② 研究開発活動の集積と活用による地域の経済、社会の活力の確保
- ③ 地域の科学技術振興に係る基礎的な活動により、地域社会の発展の礎とする

これらを受け、国においては、地域科学技術振興に関する様々な施策が講じられてきている。例えば、科学技術庁においては、1997年度から、重点研究領域について地域におけるネットワーク型地域COEの形成を図る「地域結集型共同研究事業」（1地域あたり年間4億円（国費分）を原則5年間）を実施するなど、1995年度には50億円に満たなかった地域科学技術関係予算は、1998年度では160億円を超えるまでになっている。

2 地域における科学技術振興施策の実態調査

(1) これまでの経緯と「科学技術関係経費」の内容

以上のように、国において地域における科学技術振興の重要性に対する認識が高まるなかで、地域においても科学技術振興の気運が高まり、様々な施策が実施されている。

この実態を把握するため、科学技術政策研究所では、「地域における科学技術振興に関する調査研究」として、都道府県及び政令指定都市に対するアンケートを主とした調査を、過去3回（調査対象は1990年度、92年度、95年度）行ってきており、現在、第4回目の調査（調査対象は97年度）を実施しているところである。

これまでの調査研究を通じ、問題点として明らかになったことは、一言で「科学技術関連施策」といっても、その内容は極めて広範にわたり、明確な基準もなかったことであった。このため、計上に当たって混乱が見られるとともに、各団体間の調整も必ずしも十分なされていない等の問題があった。

このため、現在実施している調査においては、その基準の明確化を試みた。具体的には、国における科学技術関係経費の定義、内容にできるだけ準ずるように、調査内容の見直しを行った。

国の科学技術関係経費とは、科学技術庁が、科学技術に関係する各省庁の予算を照会・集計し、公表しているもので、その定義は以下のようなものである。

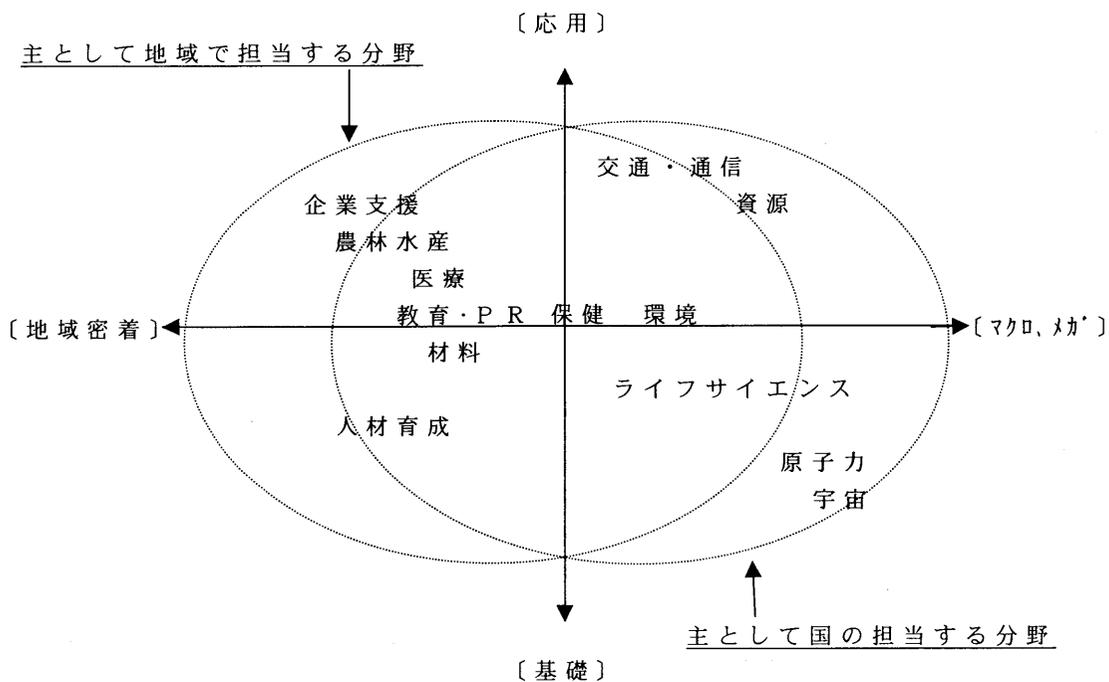
○ 科学技術関係経費の定義（科学技術庁科学技術政策局資料より）

国の予算（特別会計分を含む。）のうち、大学における研究に必要な経費、国立試験研究機関等に必要な経費、研究開発に対する補助金、交付金及び委託費その他研究開発に関する行政に必要な経費等科学技術の振興に寄与する経費

今回の調査においては、極力、この定義に即した調査を実施しようとしたが、国の経費自体、各省庁（原局・原課）から上がってきた数字の積み上げによるもので、その細部については明らかにされていない。しかしながら、関係各省庁への照会等を行い、極力、研究に係る経費のみを「関係経費」として計上することとした。

また、国においては、科学技術の振興への寄与度が大きいもののみを「関係経費」として計上しているとされているが、地域における科学技術振興が、地域の経済・社会の活性化や住民の生活の質の向上を重要な目的としている以上、科学技術振興への寄与度は相対的に低い施策であっても、関係経費として計上する方が望ましい場合もあると考えられる。

このように、「関係経費」の内容、定義の明確化は依然として重要な課題であるとともに、国と地域とでは、その担当する科学技術関係施策の内容にも若干の差異があることが想像される。



(2) 調査票の内容

以上のような経緯を経て、今回の調査においては、調査内容の大幅な変更を行った。具体的には、「関係経費」の内容を、国の定義やこれまでの調査経緯を参考にして性格別に12分類し、その内容を例示等により極力明確化することを試みた。さらに、これまで分野毎の個別の間で構成されていた調査票を、漏れがなく広く施策を把握できるよう、「総括表」を設けることとした。

【質問票の構成（第3回調査）】

問1	総合的推進	問14	研究開発型企業誘致
問2	公設試（機関別経費）	問15	技術指導
問3	公設試（再編）	問16	公募形式
問4	公設試（機能強化）	問17	情報制度
問5	高等教育機関	問18	知的所有権制度普及
問6	医療機関	問19	発明奨励
問7	財団法人（研究開発）	問20	人材育成（技術者）
問8	財団法人（その他）	問21	人材育成（研究者）
問9	基金	問22	国際交流（拠点整備）
問10	博物館	問23	国際交流（交流促進）
問11	共同研究（実施段階）	問24	科学技術教育
問12	共同研究（その他）	問25	住民理解
問13	民間企業研究支援	問26	重点的課題

【質問票の構成（第4回調査）】

総括表（科学技術関係経費の性格別）

- ① 科学技術行政の総合的推進に係る経費
- ② 公設試験研究機関に係る経費
- ③ 理科系高等教育機関に係る経費
- ④ 医療機関に係る経費
- ⑤ 財団法人、第3セクター、基金等に係る経費
- ⑥ 研究交流の推進に係る経費
- ⑦ 研究機関又は研究・技術開発型企業の誘致、これらに対する支援に係る経費
- ⑧ 科学技術関連情報の整備、普及等に係る経費
- ⑨ 人材育成に係る事業
- ⑩ 科学技術分野における教育、普及PRに係る経費
- ⑪ 科学技術の分野における国際交流に係る経費
- ⑫ その他

個別表

- ① 科学技術行政の総合的推進に係る経費
- ② 公設試験研究機関に係る経費
- ③ 理科系高等教育機関に係る経費
- ④ 医療機関に係る経費
- ⑤ 財団法人、第3セクター、基金等に係る経費

3 今回の調査結果のポイント

過去3回の調査においては、地域における科学技術関係経費は、国に準じて増加してきていることが明らかとなった。また、その内容も、状況に応じて変化してきていることも明らかとなっている。今回の調査も、最終的には定量的な分析を行うことが目的であるが、現在、都道府県等から回収した調査票の内容について精査し、集計を行っている途中であるため、現時点では定量的な結果を報告することは困難である。

このため、以下においては、今回の調査結果から浮かび上がってきた地域の科学技術振興に関する特徴的な事項を、いくつか紹介することとする。

(1) 科学技術施策の総合的推進を図るための取組みが活発化

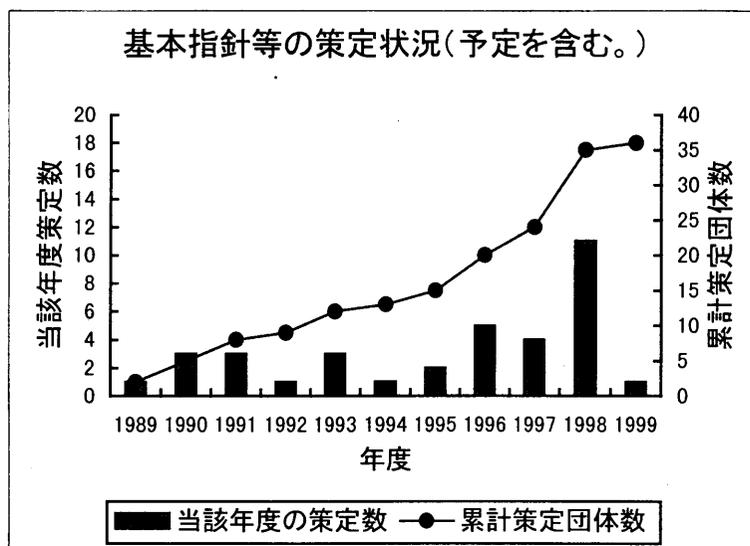
科学技術の総合的な推進を図るため、新たに審議会等を設置したり、科学技術の振興指針・大綱を策定（または改訂）した都道府県は、予定まで含めると過半数を超えている。特に、ここ数年における増加が著しい。

① 審議会等の設置

1997年度において新たに3団体が設置し、今年度においては予定を含めると7団体が設置することとなる。昭和の時代から設置していた団体は6団体のみであったことを考えると、近年における増加はめざましい。

② 科学技術振興指針・計画等

大綱、指針、計画、方向、ビジョン等と呼び方は様々であるが、1996年度までに策定していた団体は20団体であったが、予定を含めると1999年度までに36団体で策定されることとなる。ただし、政令指定都市における取組みは依然として低調である。



(2) 公設試や大学の新設の動き

公設試験研究機関や大学は、地域における科学技術振興を担う重要な機関であるが、各地方公共団体では、これらを新規に設置したり、再編整備を行う動きがみられる。

① 公設試験研究機関

研究開発機能の強化、新分野における研究実施等のため、公設試の新設や再編整備を行うことも多い。

- (例) 岩手県：農業系の公設試を再編、「農業研究センター」を設立(1997年)
福島県：「環境センター」を新設(1997年)
山梨県：「環境科学研究所」を設立(1997年)
東京都：「産業技術研究所」を設立(1997年) 等

② 大学

学生数が減少傾向を示す中で、新たに公立大学や大学院を設立する動きがある。

(新設された公立大学等の例)

- | | |
|--------|----------------------|
| 1997年度 | 宮城県：「宮城大学」 |
| | 高知県：「高知工科大学」(公設民営方式) |
| | 三重県：「三重県立看護大学」 |
| | 宮崎県：「宮崎県立看護大学」 |
| 1998年度 | 岩手県：「岩手県立大学」 |
| | 東京都：「東京都立保健科学大学」 |
| | 山梨県：「山梨県立看護大学」 |
| | 大分県：「大分県立看護大学」 |
| 1999年度 | 青森県：「青森県立保健大学」 |
| | 秋田県：「秋田県立大学」 |
| | 埼玉県：「埼玉県立大学」 |
| | 長崎県：「県立長崎シーボルト大学」 |
| | 沖縄県：「沖縄県立看護大学」 等 |